

意見案第1号

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新たな感染症への備えや多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

よって、国においては、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政基盤の確立を目指すよう、次の事項の実現を求める。

記

- 1 地方財政計画の策定に当たっては、社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を含め必要な歳出を計上し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策について、5類移行後における保健所も含めた医療提供体制等について、現場での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
- 3 今後一層求められる子育て対策、また、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズがその他の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、社会保障経費をはじめとする一般行政経費の十分な拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。
- 4 地方公共団体におけるデジタル・ガバメント化の推進などにより、地域社会のデジタル化が定着していく過渡期において生じる財政需要について、引き続き地域デジタル社会推進費を計上するとともに、社会保障関連事務等の情報システムの標準化や、戸籍法の改正への対応等に要する経費について、人件費も含め十分な財源を保障すること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、恒久的な財源とすること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、引き続き所要額の調査を行うなどし、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。

- 7 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている地方公共団体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
 - 8 森林環境譲与税については、地方公共団体と協議を行った上で、より林業需要を見込める団体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直し、森林面積や林業従事者数に応じた配分割合を増加させること。
 - 9 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
 - 10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	
こども政策担当大臣	

北海道議会議長 富原 亮